[事 例]

内国法人甲社に、米国市民の A が非常勤監査役として勤務していた。その間年に数回来日していたが、 今回退任することとなり、役員 A の退職に対して退職金を支払うこととなった。

《 日 本 》		《 米 国 》
内国法人甲社		
① A が非常勤監査役と	→ ② 退職金の支払い →	A(米国市民)
して勤務(年に数回来日)		

次の(1)(2)の場合、それぞれ退職金の課税関係はどうなるのか。

- (1) 非常勤監査役として4年間勤務し、退職金5百万円を受領する場合
- (2) 非常勤監査役として8年間勤務し、退職金1千万円を受領する場合

[ポイント]

本事例では、非居住者である内国法人の役員が受給する退職金について、課税対象となる国内源泉所得 の範囲及び日米租税条約の取扱いを検討する。

〔検 討〕

1 非居住者である内国法人の使用人が受給する退職金の課税

仮に A が使用人であるとした場合、国内法では、退職所得に規定する退職手当等のうち、これらを受け る者が居住者であった期間に行った勤務その他の人的役務の提供に基因するものは国内源泉所得と規定 している(所法 161①十二ハ)。

また、日米租税条約においては、給与所得に関する規定が適用され、原則として、役務提供が行われた 国で課税される(日米租税条約第14条)。

2 非居住者である内国法人の役員が受給する退職金の課税

国内法では、内国法人の役員として国外において勤務した期間についても国内において勤務したものと して取り扱われる(所法 161①十二ハかっこ書き)。

また、日米租税条約においては、役員報酬に関する規定が適用され、役員については、その役務提供地 ではなく、法人の居住地(所在地)国で課税される(日米租税条約第15条)。

したがって、本事例の場合、内国法人甲社の非常勤監査役 A が受給する退職金は、当該役員の非居住者 期間の役務提供に基因する金額であってもすべて国内源泉所得に該当し、一律 20.42%の税率による源泉 徴収を受けることとなる。

なお、非居住者の退職所得の選択課税(所法 171)が認められているので、居住者なみの選択課税を受 けることができる。手続きとしては、退職金の支払いを受けた翌年1月1日以後に確定申告書を提出する ことにより、非居住者として課税された税額の一部又は全部の還付を受けることができる(所法 173)。 ただし、非居住者の退職所得の選択課税を採用した場合、所得控除は基礎控除を含めて何も認められない。

(1)非常勤監査役として4年間勤務して退任する場合には、非常勤監査役Aに対する退職金は特定役員 退職手当等に係る退職所得に該当し、退職所得の金額を計算する上での退職所得控除額を控除した残額を 2分の1する措置は適用されない(所法30②かっこ書き)。ここで、特定役員退職手当等とは、役員等 勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職手当のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当 として支払いを受けるものをいう(所法30④)。